

○議長（小林哲雄）

引き続き、一般質問を行います。

８番、山田貴弘議員、どうぞ。

○８番（山田貴弘）

皆様、おはようございます。８番議員、山田貴弘です。

先に通告いたしました１項目の未知の感染症から身を守る行動計画をについて、質問をさせていただきたいと思います。

新型ウイルスが出現すると、ほとんどの人が免疫を持っていないためウイルスが人から人へ効率よく感染し、感染症の世界的大流行、パンデミックを引き起こします。昨今、報道等により皆様もご承知だと思いますが、エボラ出血熱という感染症が問題となっており、いまだかつて終止のめどが立っていない状況であります。また、国内では、人から人に直接は感染しないと言われておりますが、デング熱といった感染が発生しており、厚生労働省は警戒を強めている状況であります。

さて、そのようなパンデミックが起こっている中での質問となりますが、開成町新型インフルエンザ等対策行動計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「措置法」という）第８条第１項の規定により、新型インフルエンザ等政府行動計画及び神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき作成されております。開成町の行動計画は措置法に盛り込まれた対策等を定めるにとどまっており、いつ大流行するかわからない感染症の阻止のための危機管理意識の充実が必要と考えているところであります。

ただいま大枠で状況を報告したところでありますが、ここから掘り下げた細部の質問をしたいと思います。①実態の見えない病原菌から住民の生命及び健康を保護し、住民生活及び経済に及ぼす影響をどのようにして最小に抑えるのか。②発生前の情報や感染状況などの町民等への情報提供について。③情報収集に欠かせない医療機関との連携について。④各段階における情報伝達やまん延防止訓練の必要性について。⑤団体等の行動計画の策定協力及び策定に係る予算措置について。⑥措置法以外の感染症予防接種についてです。

⑥については措置法との関連がなさそうに思われますが、予防接種法に基づき、発生及び蔓延を予防するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病については定期の予防接種が行われております。一方、任意接種ワクチンは、決して受けなくてもよいワクチンではありませんが、接種するかどうかは接種を受ける側、赤ちゃんなら保護者に任されております。また、健康保険は適用されませんので接種費用は基本的に自己負担になりますが、自治体によっては接種費用の助成が受けられるところもあります。そのような予防接種の仕組みがある中で、（ア）任意接種に係る費用補助の拡大をお願いしたい、（イ）対象者にとっては重要となる予防接種、定期接種個別通知の発送管理の徹底をあわせてお願いしたい。

以上、通告質問とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（小林哲雄）

町長。

○町長（府川裕一）

それでは、山田議員のご質問にお答えしたいと思います。

一つ目の質問、実態の見えない病原菌から住民の生命及び健康を保護し、住民生活及び経済に及ぼす影響をどのようにして最小に抑えるかということですが、特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、発生するまで具体的な特徴がわからず、その正確な知見を得るまでには相応の時間がかかります。その間の感染拡大を抑えて流行のピークをなるべく後にずらし、医療提供体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する必要があります。また、事業継続計画の実施等により、住民生活を維持するために必要な社会・経済機能の維持に努めなければなりません。地域での感染拡大防止策により、欠勤者の数を減らす必要もあります。治療薬やワクチンもない可能性が高い状態では、公衆衛生対策を徹底することが重要になると考えております。

二つ目の質問について、お答えします。

発生前の情報や感染状況など町民等への情報提供についてであります。発生時の危険に対応する情報だけではなく、予防対策として、発生前においても町は新型インフルエンザ等の予防及びまん延防止に関する情報やさまざまな調査・研究の結果などを町民のほか、事業者等、関係機関に情報提供する必要があります。特に、児童・生徒等に対しては、学校において集団感染する可能性があり、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要であります。具体的な方策についてはマニュアル化することが求められているので、今後、作成に努めていきたいと思っております。

三つ目の情報に欠かせない医療機関との連携について、お答えをいたします。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、感染症発生動向調査として、1類感染症に位置づけられるエボラ出血熱やペスト等の感染症をはじめ、2類、3類、4類の感染症と新型インフルエンザの感染症については、全数把握対象患者となっております。また、5類のインフルエンザ等の感染症は、指定された医療機関から届け出を受ける定点把握対象疾患に位置づけられております。医師は、感染症の発症を把握した時点で、保健所長を経由し県知事に届け出を出すことになっております。

神奈川県感染症情報センターは、それを収集・分析し、情報をホームページで提供、公開をしております。また、各市・町に対しては、小田原保健福祉事務所足柄上センターにより県内全体と足柄上地区の感染症発症状況が報告される体制になっております。新型インフルエンザに対しても、感染症発生動向調査が情報収集の基本になりますが、町は最も住民に近く、より具体的な情報提供が必要になってきます。発生前から情報収集に努め、住民への的確な情報提供に努める必要があると考えております。地域の医療機関に対しても連携し、新型インフルエンザ等、患者の

診療体制の強化も含め医療を提供するように努めてまいります。

次に、四つ目の各段階における情報伝達やまん延防止訓練の必要性について、お答えをいたします。

現在は、防止訓練については実施をしておりませんが、町は国、県など関係機関から得られる新型インフルエンザ等の感染症の発生時の情報伝達はもとより、発生前段階から予防対策やまん延防止に関する情報やさまざまな調査研究の結果を町民のほか医療機関、事業者等関係者に情報提供を行っております。まん延防止に関する対策として、各段階において重要なマスクの着用などのせきエチケットなど基本的な感染防止対策の実施について、普段から周知徹底を図る必要があると考えてもおります。

五つ目の団体等の行動計画の策定協力及び策定に係る予算措置について、お答えをいたします。

事業者については、新型インフルエンザ等の発生に備えて、職場における感染防止対策を行うことが求められております。発生段階では、新型インフルエンザ等感染症の症状が認められた従業員に対して、健康管理と医療機関への受診の勧奨を求められます。さらに、一部事業の縮小の協力も求められることがあります。行動計画の策定については、県、町等が策定について助言、連携、協力することは可能であります。

最後の特措法以外の感染予防接種について、お答えをいたします。

任意接種に係る費用補助については、平成25年度より満75歳以上の方に対する高齢者肺炎球菌と成人の風疹ワクチン任意予防接種費を助成しております。この二つに関しては、平成26年度も任意接種を継続しております。町としては、定期の予防接種の接種率を高めていくことを基本として、任意の予防接種については健康被害の関係もありますので、公的補助に関しては慎重に扱っていきたいと考えております。

次に、定期接種個別通知の発送管理の徹底をについてであります。定期接種の周知については、お知らせ版と町のカレンダーの最終ページにある健康カレンダー、ホームページ掲載を基本としております。また、乳幼児を対象とする予防接種については、新生児訪問や乳幼児健康診査、健康教育の場で周知をしております。乳幼児健康診査については、ほぼ100%の受診率があり、全体の説明に加え個別に話をしていきますので、通常の定期予防接種については個別通知は行っておりません。しかしながら、新規の予防接種開始の通知や接種期間が限られてしまう場合、また経過措置があり接種勧奨する場合は個別通知を実施しております。例えば、今年の10月から開始となる水痘の予防接種については、個別通知を予定しております。町では、健康管理システムに町が実施した接種記録を管理しております。未接種者に対して勧奨する場合は、履歴の確認を徹底していききたいと思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○ 8 番（山田貴弘）

それでは、①の実態の見えない病原菌から住民の生命及び健康を保護し、住民生活及び経済に及ぼす影響をどのようにして最小限に抑えるかということで町長答弁がされました。その答弁を聞いていく中では、基本的には流行のピークをなるべく後にずらすと、要するに、ワクチン製造をするために時間かせぎですよ、ピーク時をずらすというところが述べられております。ここを考えると、要するに、人と人とのかかわり方が重要なポイントで、直接的な接点のあり方の研究が今後必要になるのではないのかなということ。

このたび開成町では新型インフルエンザ等対策行動計画というものが26年の4月に策定されていますが、ここは基本的な細かいところまでの内容まで踏み込んだ内容が示されておりません。やはり、こういうところで危機意識というものを調査研究しながら、さらに内容のあるものをつくっていかなければ、当然、阻止はできないし、流行のピークをずらすということは不可能ではないのかなという。要するに、答弁で言っている言葉というのは現状ではちょっと実効性がないなということで、さらに強化が必要ではないのかなと答弁で感じました。

それでは、最近、話題になっているエボラ出血熱とあわせながら質問していきたいと思います。エボラ出血熱の感染で亡くなった数が8月28日で1,552人との報道がされております。私も、これ、いろいろな新聞だとかインターネットだとかを見ながら28日以降の人数を把握しようと情報をとったのですが、今現在は出ていないのです、エボラ出血熱の亡くなった数というのは。恐らく、相当な量で増えているので数字が示せないのかなというので危惧するところなのですが、エボラ出血熱の感染の原因として、エボラウイルスの宿主とされるコウモリを食べる習慣があったとされております。また、感染拡大の要因の一つとして、南アフリカでは亡くなったご遺体を家族が素手で洗うという習慣がありました。

ここで問題にしたいのが、習慣というか慣習というか、このようなこと。開成町にとっての習慣ですね、開成町でコウモリを食べる人なんていないと思うので、要するに、普段、町民がやっている行動、慣習というか習慣というか、そういうのを行政の立場からどのように考えているのか。また、このようなことを、どのように規制していくのかと。ちょっとアバウトな感じになってしまいますが、こういう規制をかけるときに、自治会の例えばいろいろな行事だとか、そういうものが習慣的に行われているものというのは、なかなか、宗教的な問題の部分なんかもあると思うのですが、そこら辺の部分、どう理解を求めながら進めていくのかというのが危惧するところがあるので、そこら辺、お聞きしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

もう少し質問の内容、何を聞きたいか、はっきり絞ってもらえますか、山田議員。

○ 8 番（山田貴弘）

要するに、我々、毎日生活していくというのは、ある意味、慣習、習慣の位置づ

けとなると思うのですが、繰り返し繰り返しやることによって、先に来るのが、大丈夫だ、町で起きていることではないのだ、そういうもので流されている部分があるので、そこら辺の部分で、行政とすれば常に危機管理意識というものを町民に発信していかななくてはならない。そういう意味で、情報を発信します、発信するのだけれども、習慣というものが優先し過ぎてしまって情報そのものを流してしまう。こういう部分というのは、やはりコミュニケーション、行政と町民とのコミュニケーションの部分というのが大変必要だと思うので、そこら辺の普段やっている部分を、どう現実的に。書面なんかで見ている、新聞なんかで見ているものが現実的に起きるのだよというようなものと、どう、あわせ持った報道の仕方、情報の発信の仕方をしていくか、そこら辺。難しいとは思っています。考えられているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

いいですか。町長。

○町長（府川裕一）

今のエボラ熱とか、それとは別な話で、習慣的な話ということで。先ほどの宜久議員も言われましたけれども、災害の関係のときに感じるのですけれども、例えば、町が避難勧告を出したときに、町民の皆さんがそれをどういうふうに受けとってもらえるか、すごく大事だと思うのです。避難勧告を出しても、大丈夫だろうと思って何もしない町民の皆さんが増えたら命にかかわってしまう、そういうところも私は今の山田議員の質問の中で絡んでいるのかなと。

それがインフルエンザとのかかわりの中で答弁はしにくい部分もあるのですけれども、そういう意識の中で、町民の皆さんに対して1人1人が危機管理というものをきちんと持ってもらえるように。例えば、水害の問題だったら、そういうような形で私は意識を持ってもらえるようなことに、水害対策、命にかかわる問題で、していきたいと思っておりますけれども。インフルエンザ対策については、少し、今、山田議員の質問がわからないので、どのように答えていいかわかりませんが、そのようなことは、ある程度必要な部分はあると感じております。

以上です。

○議長（小林哲雄）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（草柳嘉孝）

今の慣習を含めてのご質問ですけれども、お答えになるかどうかかわからないのですけれども、基本的には、やはりアフリカとこの辺は違うわけであって、基礎的な公衆学。例えば、何か食べるときの前には手洗いを確実にするだとか、うがいを確実にやるとか、そういった基礎知識が非常に重要になってくるのだと基本的には考えております。

また、未知の感染症の云々のお話ですけれども、エボラ出血熱、デング熱等は、実質的に前からあった、ワクチンは確定していないですけれども、あったところと

いうことで認識はしているところでございます。

以上です。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

言葉がアバウト過ぎてしまったので通じなかったと思うのですが、自分が言いたいことはそのような部分ですので、ぜひ、それは講習等をして啓発をしていく。いろいろな感染症というのはこういうものなのだよというのを常に情報として町民に出しながら、町民の皆様が習慣としてやっていることを否定するのではなくて。要するに、人と人と接すると感染したりするのですよという、ぜひとも、そこら辺の勉強というのですか、そういう講習なども設けながら情報発信をしていってもらいたいなというところで。エボラ熱の内容を持ってきてしまったもので、ちょっと表現の仕方が悪かったので、今、町長答弁のある中で言われるような感じの部分ですので、ぜひ、そこら辺はよろしくお願いしたいと思います。

それで、実際、感染症が起きた場合というのは、町がパニックになって、いろいろなウイルスによっては死亡者の数なんかも増えると思うのです。そのような中で、当然、亡くなったご遺体なんかは火葬場に持って行って火葬してもらうというのが順番だとは思いますが、今現在、開成町の計画の中で、ご遺体が間に合わなかった場合の搬送先、また収容方法の計画がどのようになっているのか。今回、南アフリカで起きていることを開成町に起きたことで想定したときに、当然、地域避難所にそういうご遺体を置いておくというわけにはいかないのか、そこら辺の計画がどのようになっているのか。また、考えがあるのであれば、そこら辺、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

では、大量に亡くなった方というようなことのご心配ですが、基本的には神奈川県の実働計画の中に示してあります。県は市町村に対して、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるように要請するでありますとか、県のほうは市町村に対して、死亡者が増加して火葬の能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するように要請する、県は、新型インフルエンザ等によって死亡者が増加して広域火葬の実施が必要になった場合は、神奈川県の実働火葬計画に基づいて市町村に連絡調整のもと広域火葬を実施するというようなことが計画されております。

○議長（小林哲雄）

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

すみません。今、亡くなられたときにどうするかというご質問なのですが、

かなり極端なご質問かというふうに思っているのですけれども。まず、先ほどいただいた質問が、新型インフルエンザというところからご質問をいただいておりますので、新型インフルエンザそのものと、あとエボラ出血熱とごちゃごちゃというところもあるので、まず、一番初めに町長答弁の中で、ピーク時を少し移動するということで新型インフルエンザの場合には行動計画を立てていくということで冒頭でお話をさせていただきました。

というのは、新型インフルエンザというのは、季節性のインフルエンザでもありませんし、鳥インフルエンザでもないというところで、今まで私たちが会ったことがない、わからない未知の感染症だということで、新型インフルエンザという名前で未知の感染症だというふうに言われております。ですので、未知の部分ですので、インフルエンザに準じたようなものが、多分、いろいろな環境の影響だったり、いろいろな菓の影響だったりということで、少し感染症のウイルスが変形するような形で新しく人に対しても感染力が強くなってくるようなウイルスが出現して、それが新型インフルエンザというような形で未知の感染症ということで位置づけられておりますので。私たちが今まで立ち向かったことがないようなウイルスなので、ピークを遅らせていくということは一番大事なところだというふうに私は思っておりますし、国の行動計画、あと県の準じたような計画、あと町の計画の中でも、ピークをできるだけ遅く、なおかつ山をできるだけ低く持っていくようにというところで、町としても対策をとっていくというところが基本だと思います。

あと、もう一つ。エボラ出血熱等をイメージしながら、亡くなった方の埋葬の場所だったりというようなところのご質問をいただきましたけれども、南アフリカでは本当にどんどん人が亡くなったり感染したりしていく中で、一体、終息はどうなってくるのだろうというところは、本当に報道を見て心配する部分はあるのですけれども、一応、国が出しているエボラ出血熱等のQ & Aの中で言われておりますのは、エボラ出血熱そのものは直接接触することによって感染するものであるというふうに言われておりますので。

先ほど議員ご指摘のあった、実際、コウモリが感染している亡くなった方に媒介をして広げていくというようなところですので。インフルエンザそのものは飛沫感染とか空気感染というところがございますので、エボラ出血熱は直接さわることで感染していくものなので、全くインフルエンザとは感染の仕方が違うものです。どちらかというところと直接接触という、直接接触しない限りは感染を防げるだろうというところでエボラ出血熱は言われておりますので、そのまま、それがすぐ日本に入ってきてどんどん感染していくというところは、なかなか国も想定をしていない部分ではございますけれども。

今現在、国として、水際作戦ということで検疫所で熱を持った方とか症状を持っている方とかというところで、南アフリカに旅行へ行った方はいますかというようなところで、その辺、水際作戦も展開しておりますので、エボラ出血熱とインフルエンザというところは感染経路が違うというところで、ちょっと種類が違うかなと

いうところでご理解いただければというふうに思います。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○８番（山田貴弘）

ただいまエボラ出血熱とインフルエンザの違いを長々と答弁してもらいました。私は、それを聞いていたわけではなくて、未知の感染症が起きた場合、起きないことが一番いいのですよ、起きた場合に、多くのご遺体が来たときに町がパニックになってはいけないので、そのときに、どういう体制をとっているのですかということを知っているのであって、感染症の内容を知っているわけではありません。

実行計画に基づいて行動をどういうふうに起こすかというのが一番大事なので、そこら辺の内容がちゃんと現実的に構築されているかということを知っているのであって、ぜひ、そこら辺は。どういうふうな状態で、そういうものが、未知の感染症が起きた場合に運営を行政としてやっていくのかということに入り込んでいるので。冒頭にエボラ熱だとか、そういうものを持ってきたので、ちょっとリンクしてしまったという部分があるのですが、そこら辺はご理解してもらった中で、現実的に開成町で起きた場合。要するに、インフルエンザでもエボラでも何でもいいのです。阻止できない感染症ができた場合に、拡販をどういうふうに抑えていくかというところが一番重要なので、そこら辺のシステムとして町として用意してあるのか、また考えているのか。

やはり危機管理意識をしっかり持っていくということが重要なので、そこら辺を現実的にシミュレーションしながら、仮に用意できているところは、では、さらに構築しましょう、用意できていないところは、こういうところも気をつけながら計画を充実したものにしていこうではないですかという質問の意図がありますので、そこら辺。仮に未知の感染症が起きた場合の、大変、その部分というのは安置されるご遺体の収容というのが無数に出てくると思うので、どのように町は計画しているのか、そこを答弁のほう、よろしくお願いします。

○議長（小林哲雄）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（山本 靖）

山田議員の質問にお答えします。

先ほど開成町でという例を出されましたが、基本的には、新型インフルのおそれがあるのは、鳥インフルエンザ等で、そういったものが海外で発生して、それが亜流型になって既存のワクチン等で対応できない、そういったものを想定した計画になっています。国自体がそういう計画で動いていますので、それをもとに県も受けて市町村におりてきて一緒にやっという形になっています。そういった意味では、先ほど危機管理担当課長が述べたように、県の要請を受けて初めて動くという形になっていますので、具体的には、それ以降についてはマニュアルで検討していきたいと考えています。



以上です。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○８番（山田貴弘）

要するに、確認ですが、国、県が動かなければ町は動かない、そういうふうにとってよろしいですか。

○議長（小林哲雄）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（山本 靖）

はい、そのとおりです。基本的には、国がWHOの指定を受けて動くものですから、開成町だけが勝手に動くことはありません。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○８番（山田貴弘）

考え方がよくわかりました。要するに、これ、感染症で多くの死亡者が出た場合のことだけに私は捉えていないのです。いろいろな災害だとか、そういうものが起きたときなんかも含めた中で、やはり収容の部分というのは、こちらは用意してあるけれども、こちらは用意していないよという色というのはないと思うのです。そういう部分では、プラスしていくと、ああ、では、そういうのが起きたときには、まだ町としてはいっていないのだなというふうに感じました。そこら辺、そういう考えであれば理解するしかないと思うので。

では、そのような中で、先ほど町長答弁の中で事業断続計画の実施等によりということで、町職員のこういうインフルエンザ等の感染症の断続計画というのがあるのかないのか、そこら辺、１点、お聞きしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

総務課長。

○総務課長（小宮好徳）

それでは、お答えさせていただきたいと思います。

こちらは、インフルエンザの関係の行動計画、業務継続計画というのがあります。こちらは、以前、平成２１年の１０月にインフルエンザの行動計画に基づく業務継続計画というものをつくってございます。今回、新しく新型インフルエンザ等の対策行動計画というのができました。また、これを受けまして新しく改定になるのか、それとも、このままいけるのかはわかりませんが、２１年のものを参考に継続して、基本的には、この行動計画をもとにして、中身は精査になりますけれども、精査してやっていきたいと思っています。

以上です。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○ 8 番（山田貴弘）

この事業断続計画というのは、我々町民からすると、自分たちで自分の身を守らなくてはいけないのは当たり前なのですが、専門的な部分というのは行政に頼らなければいけないという部分があるので、機能というものは大変重要だと思いますので、役場機能の断続的な維持というものは大変重要だと思うので、ぜひとも、そのときそのときの適材に合った形の中で事業計画の見直しをしながら機能を発揮していただきたいと思います。

あと、町が治療薬やワクチンもない可能性が高い状態の中では、公衆衛生対策が重要となるということで述べられましたが、自分、ちょっと気になるのが、デング熱が発生したときに東京都で代々木公園を封鎖して洗浄したりとか、池の水を取って、そこら辺の下にあるごみなんかを撤去したりとかというのを今やっていると思うのですが、ここら辺の予算というのは国なのか、これは、あくまで町の公園、町で起きた場合ですよ、町の公園だから町がそれは負担するのだよという、ちょっと予算的なもので危惧しましたので、そこら辺というのはどのような扱いになっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

デング熱に関してというところで、一応、デング熱に関しては感染症法の中で4類の感染症に位置づけられております。感染症そのものは1類から5類までございまして、それに新型インフルエンザがあるというような形で分類されておりますけれども、デング熱、4類感染症ということで、そこに位置づけられておりますので、費用負担については、全部が国、県というところではなかったと思いますけれども、国、県の補助があると思います。

以上です。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○ 8 番（山田貴弘）

今、課長答弁の中で「あると思います」という答弁で、突然、自分も聞いてしまったもので、そういう部分がわからないのかなとは思いますが、そういう重要な部分のときには、ぜひとも、それは町の負担がないような形の中で随時言っていってもらいたいと思います。それは、後で、出るのか出ないのかというのをもらえればいいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、②の発生前の情報や感染状況などの町民等への情報提供についてということの答弁の中で、今後、マニュアル化をすることが求められるので作成に努めるということで、ぜひ、この部分は強化をしていただきたいと思います。そのような中で、現況ではどうなっているかという。町民に対して、発生状況とか感染状況などをどのように情報提供しているのかという。学校とか生徒を対象にした

中では、教育委員会等が書面にて父兄等に発信しているというのは私は承知しているところではありますが、町民に対する、子どものいない方々の町民に対する情報の発信というのは、現在、どのような形でやっておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

それは、新型に限らず、感染症に関してというところでよろしいでしょうか。

一応、先ほど町長答弁の中にもございましたように、感染症の分類として1類から5類に分かれているというところで、1類から5類と、あと新型インフルエンザ等については、患者さんが発生したときに全数把握対象疾患ということで法律的に感染症法の中で位置づけられております。また、季節性のインフルエンザについては、定点把握というような形で各都道府県の中で医療機関が決まっております、その医療機関が患者さんをどれだけ把握したかということで、決められた医療機関の医師から保健所を経由して県を通じて集約されるというような流れになっております。

ですので、その情報そのものが1週間ごとに取りまとめられまして県に行きまして、最終的には町のほうに戻ってくるという情報になっています。町としては、地域での発生状況等を見まして、かなり流行的に広がっているような場合であれば、お知らせ版、予測が立ちますので事前にお知らせ版で町民へ周知をしたり、あと回覧等を入れさせていただいたりホームページ等で町民に周知をしているというところがございます。

以上です。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

未知の感染症、また通常のインフルエンザ等で、決して混同しているわけではなくて、やはり未知、わからない感染症が起きたときに我々がどのように行動するかというのは、普段からの周知、情報提供というものが、日々訓練、訓練というのですか、行われている積み重ねの中で、いざなったときにまん延の阻止に効果が出てくるというふうにあるところがありますので、ぜひ、これは未知の感染症だからだよと区切るのではなくて。既発性の大きい例をとれば通常のインフルエンザ、そういうものの周知の部分で、シミュレーションというのですか、訓練を日々つなげた中で備えていってもらいたいということで、仕組みづくりが大変重要だなというふうに思っておりますので。

今後、マニュアル化を検討するということは述べられておりますので、つくりました、では、それがどのように機能するかというのは、日々の情報伝達ということはいろいろな部分でも効果があると思いますので、そこら辺はぜひとも力を入れた

中で、町民に対する情報発信の仕方というものを研究していつてもらいたいと思いますので。ぜひ、そこら辺は、自分の言っていることが伝わったかどうかはわからないですけども、お願いをしていきたいというふうに思いますので。

それでは、次に参ります。

③の部分は、要するに、医師からの重要な情報に対するネットワークというものが、答弁の中で、できているという答弁をもらいましたので、ぜひ、これは足柄上センターとのより強固な連携をとって情報の収集に努めていつてもらいたいというふうに思っております。

一つ、議員の立場というところからお聞きしたいのですが、先ほど町長答弁の中では、発生前から情報収集に努め、住民への的確な情報提供に努める必要があるというシミュレーションを流してもらいましたが、議員に対する情報の開示、これをどこら辺で考えているのか、どのタイミングで我々のところに情報を提供されるのかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

1週間ごとの感染症の動向という形で報告が先ほどお話しさせていただいたように来ますので、その傾向を見る中で、インフルエンザ、それ以外の病気が流行しているという先々の、その次の週の予測というようなところで、流行予測というようなところでは傾向をつかむのが大事だなというふうに思っておりますけれども、明らかに流行した中で、町民も含めて、すぐに情報提供しなければいけないというところを把握した段階で、議員の方々にも発信をしていくというところになると考えております。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

今の時点で、こういう段階なのでこうですよとか、なかなか言えないとは思いますが、早目の情報発信に努めてもらい、議員から町民に早く周知できるようなシミュレーションができればいいなと思いますので、ぜひ的確な情報を早目に情報発信をしていただきたいという、そのようなマニュアル化をお願いしたいと思います。

次に、④です。各段階における情報伝達やまん延防止訓練の必要性についてということで、答弁の中では防止訓練については実施していないということでしたが、必要性について、していないという部分の中のつけ足しとして、やるのかやらないのかという部分なのか、また必要がないのかあるのかという、そこら辺の明確な答弁がなかったもので、そこら辺、ちょっと気になりますので、必要性について答弁をよろしくお願いします。

○議長（小林哲雄）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

では、山田議員の質問にお答えします。

現在、行動計画は策定したところですが、訓練については実施していないという現状があります。これについて、どのような訓練をするのが効果的なのか、保健所とか県の機関とかと協議しながら、今後、マニュアルを作成する中で、訓練についてのあり方についても作成をしていきたいと思っております。現時点では計画の中に具体的な訓練の内容が記載してありませんので、今後は、必要ではないとは思っておりません、必要ではあると思うんですけれども、そのあり方について、やり方については、今後、作成してまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

必要であるということで、今後、検討していきたいということで、ぜひ。やはり訓練というのは、机上訓練にしても実施訓練にしても、常に、こういう未知の感染症になる危機というのはあるのだよというものを、要するに頭の中に入れておいてもらうという。どうのような行動を起こしたらいいかという部分は大変重要になってくると思いますので、ぜひ、これは、今後、実効的な訓練ができるように進めていっていただきたいをお願いをしたいと思います。

今日の質問の中で一番、自分が言いたかった部分というのは、⑤の団体等の行動計画の策定協力及び策定にかかわる予算措置についてということが一番、今回、言いたかったところなのですが、感染症が起きた場合に、行政また議会、また身近にいる人たちはわかったとしても、仮に団体、例えばの例でいえば商売をやっているような商工会とか、そういう部分。どうしても、感染症が起きたときでも通常の業務、仕事というものを続けながら、そこから感染症が広がっていくという部分が想定されます。ここの部分で、労働者不足が次に食料不足につながり価格高騰という連鎖の中で、一般市民がスーパーだとか、そういうところに行ったときに感染をもらってきてはいけないという部分があると思いますので、そこら辺を。

今後、内容の詰まった行動計画が、では、町で、できました。では、それは町だけで持つのではなくて、そういう団体、商工会に限らずでもいいのですが、自治会等、団体等、行動計画をつくるべきではないのかなという。もし起きた場合の行動シミュレーションというのですか、そういうものを策定し、その部分を行政主導だけでつくるのではなく、ここで今日、述べている部分では協力をしていく。ひな形を提示してあげて、そこに合った行動シミュレーションの計画を考えるべきではないのかなということで、それを事業の一環としてできないものかなというものがありましたので。行政内部の中でも、これから詰めなくてはいけないところというものがあるというふうには先ほどから答弁でわかっているのですが、そこら辺のもうちょっと下げた段階の中での行動シミュレーション、計画ですね、そこら辺の

計画をぜひやっていてもらいたいなというところがあるのですが、そこら辺について質問したいと思います。

○議長（小林哲雄）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（山本 靖）

それでは、山田議員の質問にお答えします。

山田議員ご指摘のとおり、こういった新型ウイルスが発生した場合に、どう対応したらいいか。そのレベルによっても相当対応策が違いますので、そういった意味では、個人事業主とか商店の方々がどうすればいいかという部分は、今後、ある程度、そういった部分も見据えていく必要があるのかとは思っています。

新型ウイルスが発生したときに施設の使用制限をかけるのは、市町村ではなくて都道府県になります。都道府県のほうで、この施設は新型ウイルスをまん延させる影響があるので、そういった部分では都道府県が使用制限をかけると。それは、市町村とか市民、町民、県民に対して公表する義務を負うという形です。ですから、国がある程度認定した中で、県内で、特に県内発生したというところであれば、そこは特定の地方公共団体に指定されますので、そういったところが、では、こういった使用制限をするのかという権限を与えられます。

そういった部分からすると、例えば、神奈川県のほかのエリアで発生した場合に、神奈川県内で使用制限をかけるというような情報が入ったら、当然、市町村にすぐさま連絡が入りますし、そういったときには町内の町民の方にもそうですし事業者の方にも連絡をしていきますし、そういった中では、では、どうしたらいいのというのは具体的に示せる。マニュアル化という部分は、今後、そういった部分でも考えていかなければいけないのかなとは思っています。

以上です。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

ぜひ、そこら辺、一番重要な部分というのは、やはり情報収集能力ですよ。これは行政側が高めてもらい、情報を提供していく上でいろいろなやり方があると思うので、ぜひ、それを情報発信した中でまん延する前にとめていくというようなマニュアルができていてもらえれば非常にいいと思いますので。行政だけにとどまるのではなくて、ぜひとも、これは、いろいろな団体等と協力して、よりいいものをつくっていてもらいたいなというふうにお願いをいたします。

それでは、⑥の部分です。定期接種、任意接種、接種が分かれている中で、答弁では、任意接種については公費補助については慎重に扱っていききたいという答弁がありましたので、理解するところなのですが、季節性インフルエンザの任意接種、そこら辺の部分。高齢者の方には定期として定められており補助対象にはなっているのですが、子どもたちの部分では負担が発生しているという部分で、季節性のイ

ンフルエンザの予防接種というのは、もうそろそろ拡充してもいいのかなというところで、今回、取り上げさせていただいたというところで。答弁の中では、任意接種については慎重に扱うということは答弁されているのですが、今後、そこら辺の拡充の可能性というのはあるのかなのか。

やはり、開成町というのは、子どもに対して医療公助が就学前であったり、他町との部分では補助の部分が少ないという部分が自分の中では不満があるというところがありますので、任意接種のインフルエンザの部分に限定はしておるのですが、ここら辺の拡充を検討してもらいたいなという要望があるのですが、その点について、いかがでしょうか。

○議長（小林哲雄）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（草柳嘉孝）

医療についてのお尋ねでありますけれども、基本的には、開成町の考え方として医療については日本全国一律、医療とか年金、あとは現金を給付したり、そういうのは本来、国がやるべきところだと考えています。ですから、そこで重点的に限られた予算を配分する中で、町として、子育て支援とか、そういうところに。どこに配分するかということを考えれば、先ほど町長が申しましたように、現在だとファミリーサポート事業、預けたい人をマッチングする事業であったり、今度、開成駅の東側に新しく子育て支援センターをつくる計画がありますけれども、そういうところに現在のところ力を注ぐというところの考え方であります。ですから、その辺を考え合わせれば、できたら町のほうとしても、そこは国のほうに、任意でなくて定期に上げるとか、その辺の補助をするべきだというのが基本的な考え方です。

以上です。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

一貫として前と変わらないということで、あくまで定期に国がということで、考え方は前と変わらなかったということで理解するというか、理解しなくてはいけないのだなということで。いろいろな子育て支援策というのはあると思いますので、ぜひとも、それは、いろいろな形の中で充実していただきたいと思います。

あと2分53秒しかないので、最後の部分です。定期接種個別通知の発送管理の徹底をということで、いろいろな通知方法の中で、町民に予防接種についての情報発信というのですか、予防接種を受けてくださいという通知発送を保護者宛てに送られているのが現実であります。昨今、保護者に送られた平成26年6月20日、二種混合ワクチンの予防接種についてと日本脳炎ワクチンの予防接種について、これ父兄に送られているものなのですが、ここで、接種対象年齢についてはいろいろな予防接種について年齢層があると思うのですが、その中で年齢に達していないの

に発送が届いた、年齢に達しているのに発送が届かないという、こういうことが実際、起きているという部分を自分のほうで情報として入手をしているところで。

特にそれが起きているのが、日本脳炎ワクチンの予防接種について、そういうことが起きているという。これは、平成１７年から平成２１年にかけて、日本脳炎ワクチンの積極的な接種勧奨の差し控えにより途中でなくなったという経緯があるので、そこら辺の管理というものが、要するに、１７年から２１年に生まれた子どもたちの管理が町としてしっかりされていなくて、今現在、そういうことが起きているのか。そこら辺、ちょっと時間がないので確認したいのと、ぜひ、そこら辺の管理が徹底していないのであれば、再度見直しをして、予防接種通知というものについては慎重に扱い、ちゃんとした年齢対象に合う人に通知をしていただきたいという。ぜひ、そこら辺のところはお願いした中で、回答をよろしくお願いします。

○議長（小林哲雄）

町長。

○町長（府川裕一）

今、ご指摘の問題があるので、これはきちんと調査してやらなくてはいけない話だと思います。最後になって、やっと話がかみ合ってきたと私は思うのですけれども。最初のころの新型インフルエンザの関係で、一番、私、大事なものは、やはり未知のということです。ということは、皆さん不安なのです、どういうものかわからないと。ですから、町として一番大事なものは、正しい情報をきちんと得て、それを町民の皆さんに伝えと。伝えるときに、山田議員が先ほど言われていましたように、全世帯に伝えなくてはいけないという。自治会の加入率の問題と同じで、全世帯になかなか伝え切れない、加入している人たちに対しては、お知らせ版とか広報で伝えることができます。加入していない人にどうやってこの情報を伝えるかという問題も課題としてありますので、そういうことも含めて、正しい情報が町民の皆さんに伝えられるような方策をこれからもきちんとやっていかななくてはいけないと思っていますので、ぜひ、その点はご理解のほうをよろしくお願いします。

以上です。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○８番（山田貴弘）

ぜひ、よろしくお願いするところで。これも全て町民のためと思うことで、いろいろなシミュレーションの形があってもいいと思うのです。ぜひ、それは、これは国、これは県と言わずに、自分のことのように町民のための計画を、よい計画を策定していただきたいというふうにお願いをいたしまして、質問を終わりにします。

○議長（小林哲雄）

暫時休憩といたします。再開を１１時１５分といたします。

午前１１時００分